

議案第 号

農作物共済に係る無事戻しについて

次のとおり平成25年度において農作物共済に係る無事戻しをしようとするので、宝塚市農業共済条例第36条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年（2013年）2月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 無事戻しをする共済目的 水稲
- 2 無事戻しの対象年度 平成22年度から平成24年度まで
- 3 無事戻しの対象予定者 181人
- 4 無事戻し金の総額の限度額 金541,000円

議案第 号

平成25年度農作物共済に係る無事戻しについて
宝塚市農業共済条例(抜粋)

(無事戻し)

第36条 市は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度、農作物共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前3会計年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る加入者負担共済掛金(以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。)の2分の1に相当する金額(当該前3会計年度間に共済金の支払を受け、又は当該会計年度の前2会計年度間にこの条の規定による無事戻し金(法第102条の規定による払戻し金をいう。以下同じ。)の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻し金の合計金額を差引いて得た金額)を限度として、特別積立金の積立額の範囲内において、当該農作物共済加入者に対して無事戻し(同条の規定による払戻しをいう。以下同じ。)をすることができる。

- (1) 当該会計年度の前3会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき(当該会計年度の前2会計年度間に無事戻し金の支払を受けた場合において、当該無事戻し金の金額が、共済掛金加入者負担分の2分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。)
- (2) 当該会計年度の前3会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の2分の1に相当する金額(当該会計年度の前2会計年度間に無事戻し金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該無事戻し金の金額を差引いて得た金額)に満たないとき。

2 略

<農作物共済無事戻しについて>

農作物共済無事戻しとは、農作物共済(水稻)に加入し、被害が無かったり、被害があったとしても少額であった方に、過去3年間の掛金総額の2分の1を限度に掛金の一部を払い戻す制度のことです。

無事戻し金は加入していただいている方各々で計算しますので、同じ面積で加入していただいている方でも、その年で受け取れる額が同額でない場合や、無事戻し金自体が発生しない場合もあります。

※計算方法

当年度無事戻し金

$$= (\text{過去3年間の掛金総額} \div 2) - (\text{過去3年間で受取った共済金総額} + \text{過去2年間で受取った無事戻し金総額})$$

(例1) 平成21年度から水稻共済に加入しており、共済金・無事戻し金を受取っていない方

	年度	掛金	共済金	無事戻し金
加入年度	21	1,000円	0円	—
	22	1,000円	0円	0円
	23	1,000円	0円	0円
支払対象年度	24	1,000円	—	1,500円

$$(1,000円 + 1,000円 + 1,000円) \div 2 - (0円 + 0円) = \underline{1,500円}$$

(例2) 平成21年度から水稻共済に加入しており、平成23年度に共済金を受取られている方

	年度	掛金	共済金	無事戻し金
加入年度	21	1,000円	0円	—
	22	1,000円	0円	0円
	23	1,000円	5,000円	0円
支払対象年度	24	1,000円	—	0円 (-3,500円)

$$(1,000円 + 1,000円 + 1,000円) \div 2 - (5,000円 + 0円) = \underline{-3,500円}$$

無事戻し金が0円以下(マイナス)となる場合、お支払い対象にはなりません。

